

芥見東地域防災コミュニティ計画

(見守り愛チームリーダー、見守り愛チーム員)



令和3年度版

2021年5月

芥見東自主防災隊

目次

自主防災組織と「地域防災コミュニティ計画」について

従前の芥見東地域防災コミュニティ計画の変更点について

芥見東自主防災隊規約

芥見東防災コミュニティ計画

基本方針

- 1 目的
- 2 地域の特性と予想される災害
- 3 見守り愛チームと支部長（自治会長）の取り組み
- 4 地域の防災体制
- 5 平時の備え
- 6 大規模災害・感染症下の災害対応
- 7 防災訓練及び資機材の点検
- 8 ハザードマップ

自主防災組織と「地域防災コミュニティ計画」について

岐阜市における自主防災組織は、市内の自治会連合会単位で組織された災害対策基本法に規定される、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織です。岐阜市では昭和34年の伊勢湾台風の被害を受けて、昭和35年に長良西地区で設立されたのを皮切りに、昭和51年の9.12豪雨災害を経て昭和51年以降に各地域に設立され、現在は全50地区に設立されています。

自主防災組織設立時には、組織ごとに「地域防災計画」が策定され、平成18年度に各自治会組織で、それぞれの特色を活かした「地域防災コミュニティ計画」へ更新されました。

当地域の「地域防災コミュニティ計画」は平成23年3月に制定されましたが、岐阜市の平成26年度からは災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ計画となるよう強化していくことが望ましいとの考えの基に改正を行うものであります。

※ 隣保協同の精神とは

隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力と心を合わせて助け合うこと。平常時の良好な地域コミュニティの維持を基本としています。

従前の芥見東地域防災コミュニティ計画の変更点について

自主防災隊に見守り愛チームを組み入れ

当地域の「見守り愛チーム」は平成23年に発足し地域に根付いて来ました。この地域に根付いた「見守り愛チーム」が地域の自主防災隊としての役を担い、従来からあった各支部内の自主防災隊を解散し、地域の役のスリム化を図ります。このことにより「見守り愛チーム」の結びつきがより強固になり日頃からのお互いの見守りも盤石なものになればと今回の改正を行います。

自主防災隊に当該地域に事業所を有する事業者の加入

岐阜市は平成26年度からは、災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ計画となるよう強化していくことが望ましい。との考えに基づき組織の変更をいたします。

<参考>災害対策基本法第42条

2 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者」という）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という）について定めることができる。

芥見東自主防災隊規約

(目的)

第1条 この規約は、岐阜市地域防災計画の規定に基づき、風水害、地震等の災害に対し、芥見東地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「芥見東地区居住者等」という）などの相互の支援その他の当該地区における防災活動を行うことにより、応急対策に万全を期し、地域の秩序維持と住民福祉の確保による「減災」を図るため、芥見東地区の自主防災組織の規約を定めるものとする。

(組織の名称)

第2条 自主防災組織の名称は、芥見東自主防災隊（以下「隊」）という。

(事務所)

第3条 隊の事務所は芥見東公民館に置く。

(事業)

第4条 隊は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 各種災害に対する災害予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、消・水防活動、救出救護、避難誘導、避難所開設・運営、給食給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 災害時要配慮者の安否確認、救出救護に関すること。
- (7) 地域防災コミュニティ計画策定に関すること。
- (8) その他、隊の目的を達成するために必要な事項

(隊員)

第5条 隊員は、芥見東地域の自治会員、各種団体員、近隣所在の組織員などを中心に隊長が委嘱する。

(班と任務)

第6条 隊の防災活動を円滑に実施するため、隊の中に任務を定め次の班を置く。ただし、災害の状況によりその任務にかかわらず応援活動を行う。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 総括、情報 | 情報の収集及び伝達、災害広報 |
| (2) 消・水防 | 消・水防活動、出火防止の広報 |
| (3) 救出、救護 | 負傷者の救出、救護 |
| (4) 避難誘導 | 避難誘導、危険個所の把握 |
| (5) 避難行動要支援者支援 | 避難行動要支援者の安否確認、その他支援 |
| (6) 給食、給水 | 炊き出し、給食救援物資の配分の協力 |
| (7) 市民消火 | 初期消火、避難路の確保、延焼防止、生活用水の確保 |

(役員)

第7条 隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 4名
- (3) 部長 若干名

(4) 正分隊長 12名

(役員を選任及び任期)

第8条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は自治会連合会長がその任にあたる。
- (2) 副隊長は自治会連合会副会長がその任にあたる。
- (3) 部長は自治会連合会理事がその任にあたる。
- (4) 正分隊長は自治会支部長がその任にあたる。
- (5) 役員に欠員を生じた時は、補充を行うことができる。ただし、欠員により生じた役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、本隊を代表し隊務を統括する。
- (2) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時はその職務を代行する。

(防災会議)

第10条 隊の運営及び活動を協議するため防災会議を置く。

2 防災会議は、役員をもって構成し、必要ある場合に隊長が招集する。

隊長が各種団体員、近隣所在の組織員の参加が必要と認めた時は防災会議に招集することができる。

3 防災会議は(地域の防災対策推進のため)次の事項を審議する。

- (1) 自主防災隊の設立及び変更に関する事。
- (2) 自主防災隊の装備に関する事。
- (3) 各種訓練に関する事。
- (4) 防災活動上必要な教育及び啓発に関する事。
- (5) 避難場所、避難所、避難路の選定に関する事。
- (6) 地域防災コミュニティ計画の策定及び変更に関する事。
- (7) 避難行動要支援者支援対策に関する事。
- (8) その他防災に関する事。

4 会議は構成員の過半数で成立し、出席者の過半数で議決する。可否同数の時は隊長の決するところとする。

(地域防災コミュニティ計画)

第11条 隊は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、地域防災コミュニティ計画を策定する。

2 地域防災コミュニティ計画は、主に次の事項について地域の実情に合わせ定める。

- (1) 組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集伝達、避難、出火防止、初期消火、救出救護、給食給水等の防災活動に関する事。

- (6) 避難行動要支援者の支援に関する事。
- (7) 他組織との連携に関する事。
- (8) 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

(委任)

第12条 この規約に規定するもののほか、この隊の運営に必要な事項は防災会議で定める。

附則

この規約は、令和3年5月14日から施行する。

芥見東地域防災コミュニティ計画

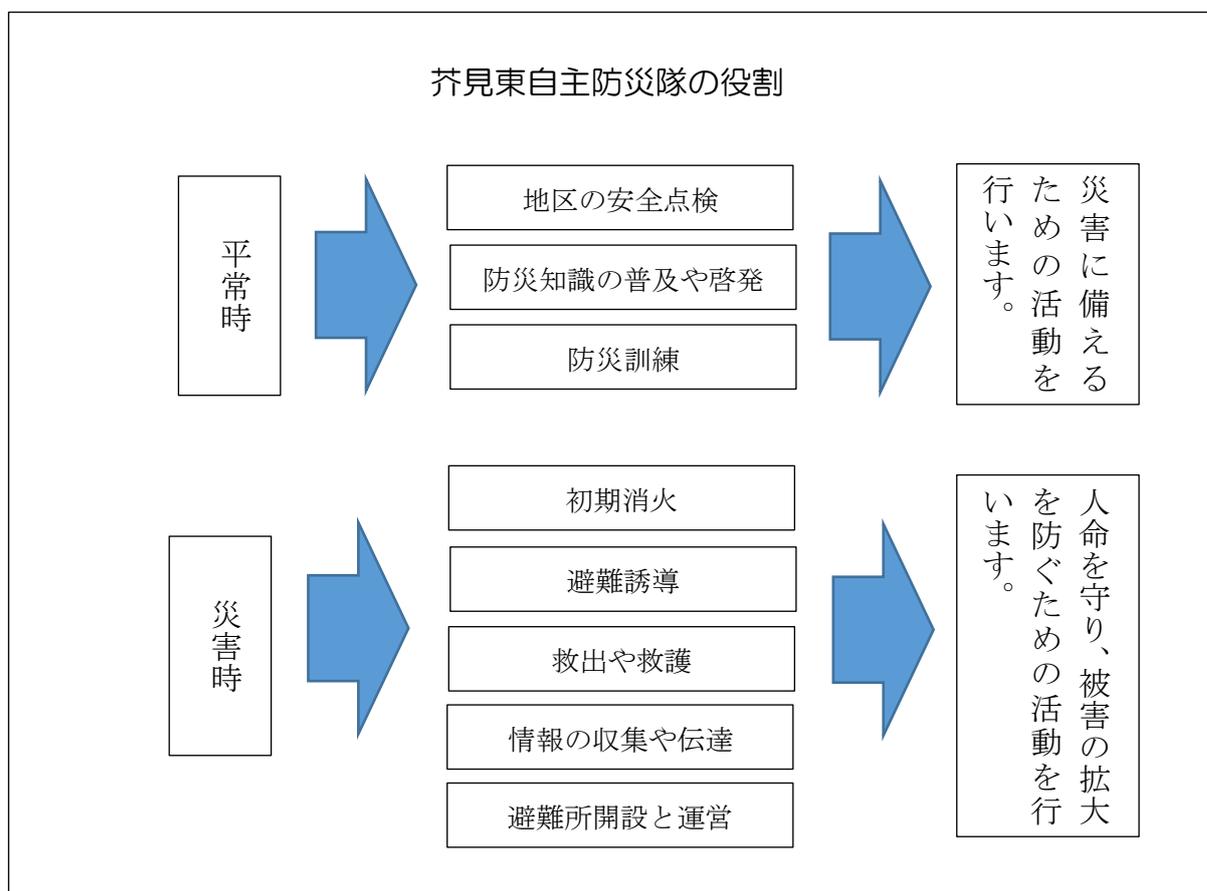
基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機能が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です、

「東日本大震災」や「熊本地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え合う「共助」が重要です。

芥見東地域では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地域のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取り組みを計画的に推進するため、地域住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「芥見東地域防災コミュニティ計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地域防災力を高めていきます。



1 目的

この計画は、岐阜市地域防災計画の規定に基づき、風水害、地震等の災害に対し、芥見東地域内の居住者及び当該地域に事業所を有する事業者（以下「芥見東地区居住者等」という）の相互の支援その他の当該地域における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 地域の特性と予想される災害

(1) 地域の特性

- ・大部分が大規模に開発された斜面が多いニュータウンである
- ・埋め立てによって形成された地区もある
- ・対象地域内に土砂災害危険個所がある

(2) 予想される災害

- ・集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される
山田川の氾濫や越水で北山地区の家屋浸水
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域でのがけ崩れ
- ・地震による災害
家屋の倒壊や火災
北山地区液状化、東山地区の一部液状化
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域でのがけ崩れ

(3) 暴風（竜巻など）による被害

家屋や電柱の倒壊

3 見守り愛チームと支部長（自治会長）の取り組み

(1) 見守り愛チーム平常時、災害時の取り組み

防災、減災の根は「見守り愛チーム」にあります、「見守り愛チーム」が機能すれば必ず減災になります、全202チームが機能することを望みます。

平常時の取り組み

- ◎お互いに何時もと違う（異常）ことを気に掛ける。
（新聞が溜まっている、電灯やエアコンがつけっぱなしなど）
- ◎頼まれたら手伝う。
（ゴミ出し、資源分別回収など）
- ◎命のバトンを冷蔵庫に保管する。
- ◎災害時にどうするのかの話し合いを年1回以上はする。
- ◎チームリーダーは本部主催のワークショップに出席しチームでの取り組みを情報交換する。

大規模災害時の取り組み

- ◎自分・家族の安全を確保する
- ◎出来る限り近所の家族の安全を確認する。
- ◎平常時に話し合った災害時の行動の実践をする。
- ◎要配慮者（避難行動要支援者）への支援
チームリーダー
- ◎チームメンバーの安否確認と状況を把握し自治会長に連絡する。必要な場合は支援要請をする。
- ◎命のバトンを見る状況になれば開封して対応する。

(2) 自主防災隊としての平常時、災害時の取り組み

平常時はいざという時に地域の力が発揮できるよう、地域みんなで協力して防災活動に取り組みます。災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

自主防災隊としての

平常時の取り組み

- ★防災知識の普及・啓発
防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。本部からは地域住民へ防災知識の普及や啓発活動を行います。
- ★芥見東地域の「見守り愛チーム」のチームリーダーが集まって、お互いのチームでの取り組みの情報交換をワークショップにて年1回以上行います。
- ★地域の安全点検
防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。
- ★防災資機材の整備
防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地域で防災資機材を整備し、日頃の点検や使用方法を確認します。
- ★防災訓練
防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

自主防災隊としての

大規模災害時の取り組み

- ★情報の収集・伝達
本部や公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、本部（自治会長）へ報告します。
- ★救出・救助活動
自分自身が怪我をしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。
- ★初期消火活動
火災発見時は、大声で隣近所に伝え、応援をもらうとともに、消火器等で初期消火に努める。
火が大きくなり、消火が困難な時は初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ★医療救護活動
医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。
- ★避難誘導
あらかじめ定めた一時集合場所に集合した住民のうち、家屋の倒壊などで、自宅で生活ができない住民は、避難所（芥見東小学校）へ避難し、避難者名簿を作成する。
- ★給食・給水活動
地域で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

- ・要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。
 - ・避難するときは、しっかり誘導する。隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。
 - ・困ったときこそ暖かい気持ちで接する。非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。
 - ・日頃から積極的にコミュニケーションを図る。いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。
- ※ 要配慮者とは高齢者、障害者、乳幼児、その他（妊産婦、外国人、他）の特に配慮を要する人などです。

(4) 支部長（自治会長）の取り組み

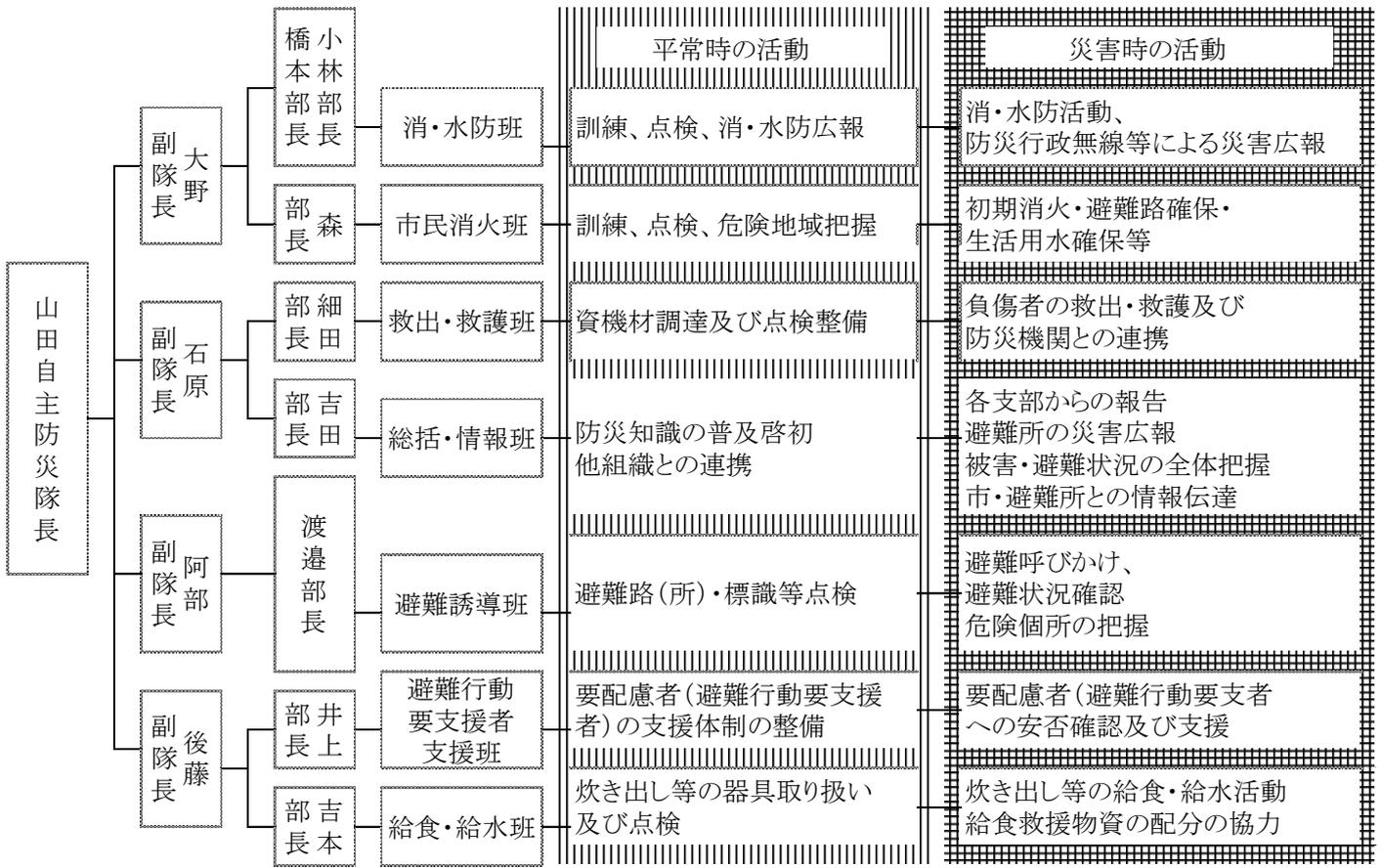
平常時の取り組み

- ⊕見守り愛チームが平時も大災害時も機能するように、自治会の中で話し合う。
- ⊕定期的な年間予定を決め、防災資機材、器具等の点検を行い初期消火や救出救護などに必要な物があれば買い求める。
- ⊕要支援者台帳に記載されている人を各自治会の自治会長に連絡し、大規模災害時の対応を決めておく。
- ⊕地域の一時避難集合場所を事前に決め、地域に周知徹底しておく。

大規模災害時の取り組み

- ⊕自治会長は見守り愛チームリーダーの「安否確認・被害状況調査書」による各チームの住人の安否確認と被害状況の確認を行う。
- ⊕支部長は各自治会長からの報告を受け、現在の状況を本部に報告（携帯電話がつかない状況時はトランシーバーで）する。避難所に避難する人たちが居れば本部に人数を報告し、支部長或いは自治会長が同道する。
- ⊕自治会長及びチームリーダーは避難所に避難した家の防犯対応と、避難所に避難した旨の掲示が各家庭にしてあるか確認する。
- ⊕その他、緊急事態への対応。

自主防災隊編成及び分担



～自主防災活動～



分担活動詳細

班	活 動 詳 細								
消・水防班 市民消火班	<p>1. 出火防止</p> <p>大地震等において、火災による被害拡大防止の観点から出火防止の徹底を図るため、毎月1日の「市民防災の日」に、各家庭において以下の事項に重点を置いて点検整備する。</p> <p>(1) 火気使用器具の整備及びその周辺の整理整頓状況</p> <p>(2) 可燃性危険物等の保管状況</p> <p>(3) 消火器等消火資機材の整備状況</p> <p>(4) 自宅の外回りの整頓状況</p> <p>2. 初期消火対策</p> <p>地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、被害の拡大抑制を図るため、次の消火機材を配備する。</p> <p>(1) 消火器、水バケツ等の各家庭での配備</p> <p>(2) 市民消火隊可搬式小型消防ポンプ（市配備）</p> <p>(3) 大震火災用街頭消火器（市配備、自治会配備）</p>								
救出・救護班	<p>1. 救出・救護活動</p> <p>建物の倒壊、急傾斜地の崩落、落下物等により救出・救護を要する者が生じた場合は直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。</p> <p>2. 医療機関への連絡</p> <p>救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要する者であると認めた場合は、13ページに記載の「緊急時の連絡先」の医療機関又は市が指定避難所に設置する応急救護所に搬送する。</p> <p>3. 防災関係機関の出動要請</p> <p>救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要と認めた時は、防災関係機関の出動を要請する。</p>								
総括・情報班	<p>被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急対策を講じるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。</p> <p>1. 情報の収集・伝達</p> <p>情報班員は地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要とする情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。</p> <p>2. 情報の収集・伝達方法</p> <table border="1" data-bbox="501 1818 1412 2016"> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1818 794 1868">① 電話</td> <td data-bbox="794 1818 1412 1868">⑤ テレビ、ラジオ(緊急割込み放送含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1868 794 1917">② インターネット</td> <td data-bbox="794 1868 1412 1917">⑥ 同報系防災行政無線(J-ALERT 含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1917 794 1966">③ エリアメール</td> <td data-bbox="794 1917 1412 1966">⑦ 移動系(MCA)防災行政無線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1966 794 2016">④ アマチュア無線</td> <td data-bbox="794 1966 1412 2016">⑧ 広報車等</td> </tr> </tbody> </table>	① 電話	⑤ テレビ、ラジオ(緊急割込み放送含む)	② インターネット	⑥ 同報系防災行政無線(J-ALERT 含む)	③ エリアメール	⑦ 移動系(MCA)防災行政無線	④ アマチュア無線	⑧ 広報車等
① 電話	⑤ テレビ、ラジオ(緊急割込み放送含む)								
② インターネット	⑥ 同報系防災行政無線(J-ALERT 含む)								
③ エリアメール	⑦ 移動系(MCA)防災行政無線								
④ アマチュア無線	⑧ 広報車等								

班	活 動 詳 細
総括・情報班	<p>3. 他組織との連携</p> <p>防犯訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るよう努めるものとする。なお、地域内に事業所を有する事業者（企業、工場、商店等と連携を図るよう努め、必要に応じて「協定書」「覚書」等を交わし、大規模災害発生時の良好な連携体制の構築を図る。</p>
避難誘導班	<p>水害発生危険や火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがある時は、次により避難を行う。</p> <p>1. 避難誘導の指示</p> <p>市から発令される避難情報（高齢者避難、避難指示、緊急安全確保）に従い、又は隊長が必要と認めた時は、隊長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。</p> <p>2. 避難誘導</p> <p>避難誘導班は、隊長の指示を受けた時は、避難計画書に基づき住民を避難場所等に誘導する。</p> <p>3. 避難所の開設、運営</p> <p>避難所の開設、運営は「避難所運営マニュアル」により行う。</p> <p>4. 避難計画書</p> <p>避難計画書は各支部にて作成する</p> <p>5. 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等</p> <p>平時から地域内の避難施設や広場等の把握に努め、良好な管理状況が保たれるよう努める。なお、毎月1日の「市民防災の日」や28日の「県民防災点検の日」など、隊員連携のもと定期点検を行うよう努める。</p>
避難行動要支援者支援班	<p>1. 避難行動要支援者名簿及びマップ</p> <p>災害時に避難状況を把握するとともに、災害時の円滑な支援体制を構築するため、市から提供される避難行動要支援者名簿などを用いて、平常時にマップ作製や支援担当者をあらかじめ割り振り、見守りなどに努める。</p> <p>なお、市は避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、適切に避難行動要支援者情報を提供する。</p> <p>2. 避難行動要支援者の避難支援、救出・救護方法の検討</p> <p>避難行動要支援者に対する円滑かつ効率的な避難支援、救出・救護活動等についてあらかじめ検討し、訓練等に反映する。</p> <p>なお、専門的見地からの支援方法について、市、地域、消・水防団等は協力して検討するとともに、私心、マニュアル、個別計画等の策定に努める。</p>
給食・給水班	<p>避難所等における給食・給水は「避難所運営マニュアル」により行う。</p>

組織の体制、緊急時の連絡先

組織名称			
芥見東自主防災隊	役 員		電話番号
1 組織の体制	隊長		山田 正行
	副隊長	(市民消火、消・水防)	大野 利明
	副隊長	(救出・救護、 総括・情報)	石原 勉
	副隊長	(避難誘導)	阿部 昭紀
	副隊長	(避難行動要支援者 支援、給食・給水)	後藤 憲次
	部長	(消・水防班)	小林 寛之 橋本 昭弘
	部長	(市民消火班)	森 敦子
	部長	(救出・救護班)	細田 守明
	部長	(総括・情報班)	吉田 章代
	部長	(避難誘導班)	渡邊 幸夫
	部長	(避難行動要支援者 支援班)	井上 友紀
	部長	(給食・給水班)	吉本 克子
2 避難所	施設名		電話番号
	芥見東小学校		058-243-2291
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	岐阜市役所		058-265-4141
	岐阜中消防署東分署		058-241-3942
	みどり病院		058-241-0681
	救急病院案内 (岐阜地域救急医療センター)		058-262-3799
	ぎふ救急ネット<ホームページ参照>		
	岐阜中警察署		058-263-0110
	中部電力 岐阜営業所		0120-98-5910
	トウホウガス		058-272-2166
	N T T西日本		058-214-8417
	災害用伝言ダイヤル (録音時)		171がﾀﾞﾝｽ後 1
	災害用伝言ダイヤル (再生時)		171がﾀﾞﾝｽ後 2
	4 その他の 特記事項		

地震発生時の対応シナリオ

地震の発生

まず、自分の身を守る

チームを含めたまわりの状況を確認

危険が少ない

火災の危険があると判断

一時集合場所に集まる

地域での助け合い

火災の危険が無く一時集合場所が安全

一時集合場所で待機

火災の危険が無くなる

家に被害があるか確認

被害が無い

家に戻る・在宅避難

被害があり生活できない

避難所に避難
(芥見東小学校)

火災の発生に細心の注意を払いましょう

日頃から、一時集合場所に至る複数の避難経路を確認してください

狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いてみておくことが重要です。

落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。

避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子どもがいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。ひと声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。

一人ではなく、みんなで助け合って救出活動を行います

怪我や危険が伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声を掛けて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救済資機材の保管場所も確認しておきましょう。



地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

◆事前対策リスト（共助）

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> チーム内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所は解るか	出火したばかりの火災があったとき隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるチームを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替え場所はどこか	
集合人数の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリストを作成しておく	集合人員をリストで確認
一時集合場所と避難所	<input type="checkbox"/> 一時集合場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	火災延焼時には一時集合所に避難。家が無事ならば在宅避難。家が被害の場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 一時集合場所と避難所に行く経路を決めておく	経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ(ワンセグ)や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	一目で支部の被害状況を把握できる高台に登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険個所をチェックしておく	チームリーダー、自治会長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声かけに便利な物を用意しておく <input type="checkbox"/> 担当を決めて持ち出せるようにしておく	拡声器、メガホン、要配慮者・要支援者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者・要支援者の手助け方法や支援要請先を調べておく	警察、消防団などへ連絡
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材(バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど)が調達できているか	支援は可能な範囲で
避難所では支部単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難所では、支部単位で集合し、安否確認することを決めておく	避難所で自治会長・支部長が集まって全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

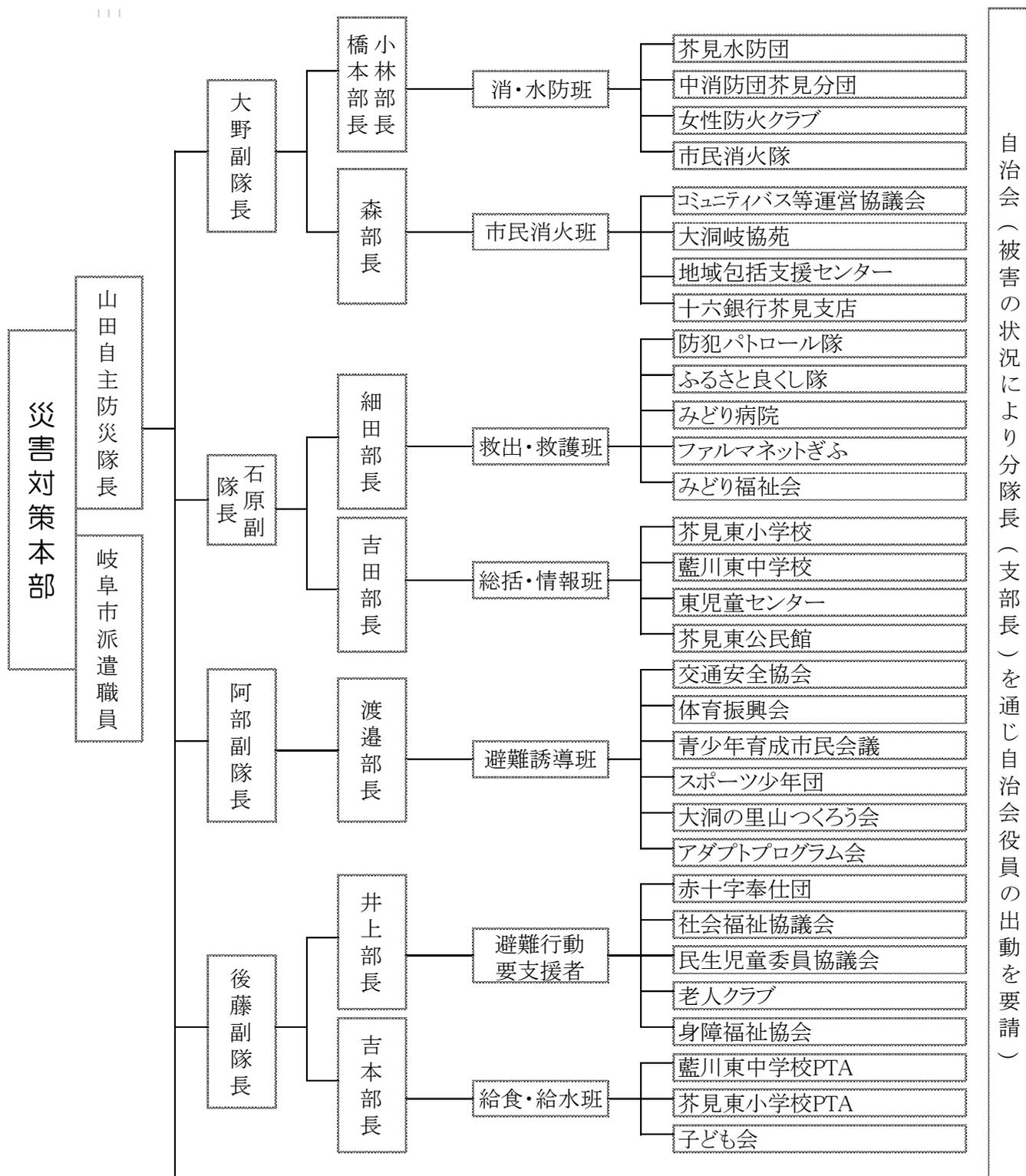
6 大規模災害・感染症下の災害対応

大規模災害時・感染症下の災害時には災害対策本部を立ち上げます。編成は次の図のように自治会連合会役員とまちづくり協議会のメンバーが一緒になって組織するものです。大規模災害時・感染症下の災害時には編成図のメンバーが芥見東小学校の体育館に集まって避難所を開設します。

各自治会の支部長は支部での災害対応を務めてもらいます。支部で避難所への避難者が居た場合は安全と思われる避難路を通っての避難者の誘導をしてもらいます。

※ 避難所対応マニュアルは別に定める。

災害対策本部編成図



7 防災訓練及び資機材の点検

(1) 防災訓練の実施

災害発生時に、住民が「芥見東地域防災コミュニティ計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署・消防団も連携しながら、次の訓練を中心とした防災訓練を毎年実施します。

- ア. 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）
- イ. 情報の収集伝達訓練
- ウ. 消火器取り扱い訓練
- エ. 消火栓取り扱い訓練
- オ. 応急手当訓練
- カ. 救出器具取り扱い訓練
- キ. 給食給水（炊き出し）訓練
- ク. 防災啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映する。定期的に活動内容を見直し、必要があれば「芥見東地域防災コミュニティ計画」の見直しをおこなう。

(2) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者	内容	時期
市民消火班	大野 利明 小林 寛之 橋本 昭弘	消火器具の点検（整備）	防災訓練前
消・水防班	大野 利明 森 敦子	消火器具の点検（整備）	防災訓練前
救出・救護班	石原 勉 細田 守明	投光器・救出用の器具の点検（整備）	防災訓練前
総括・情報班	石原 勉 吉田 章代	情報の収集、伝達方法の点検 台帳の整備；世帯、避難行動要支援者等（災害時の活動に必要）	毎年5月
避難・誘導班	阿部 昭紀 渡邊 幸夫	避難経路の点検（整備）	毎年5月
避難行動要支援者支援班	後藤 憲次 井上 友紀	状況に応じた救出救護に必要な資機材の点検 避難行動要支援者の台帳の整備	毎年5月
給食・給水班	後藤 憲次 吉本 克子	給食・給水器具の点検（整備）	防災訓練前

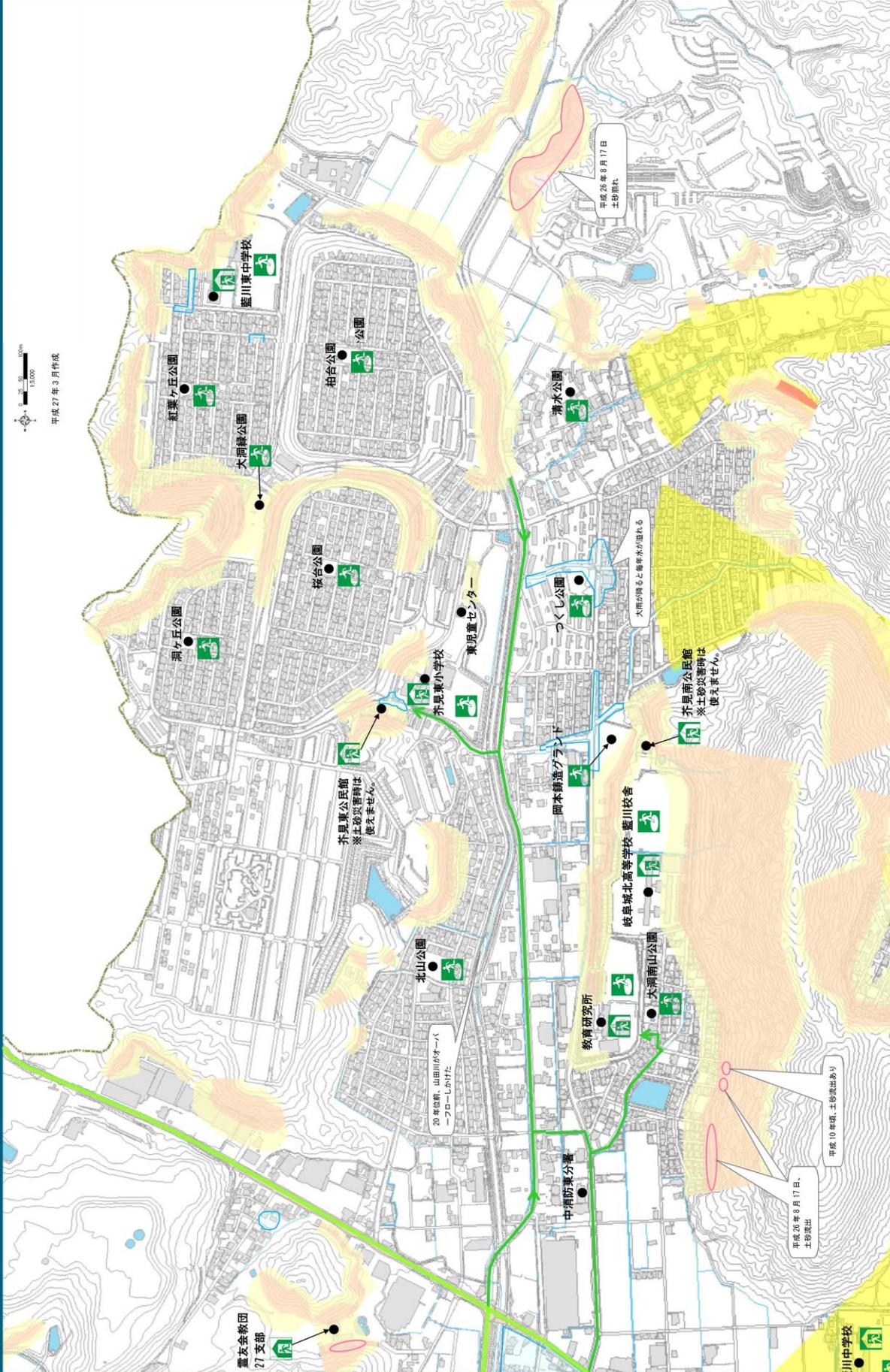
岐阜市 土砂災害ハザードマップ

各自で
記入!

わが家の避難場所

災害時の緊急連絡先

芥見東①



ハザードマップ中の凡例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)

指定緊急避難場所

- 指定緊急避難区域(指定緊急避難場所)
- 指定緊急避難区域(指定緊急避難場所)
- 指定緊急避難区域(指定緊急避難場所)
- 指定緊急避難区域(指定緊急避難場所)

主な施設

- 主な施設
- その他の避難可能施設

主要な道路

- 主要な道路
- 主要な避難経路

市民の皆さんから頂いた意見

- 過去に土砂災害が起きた場所
- 過去に浸水した場所
- 土砂災害の危険がある場所

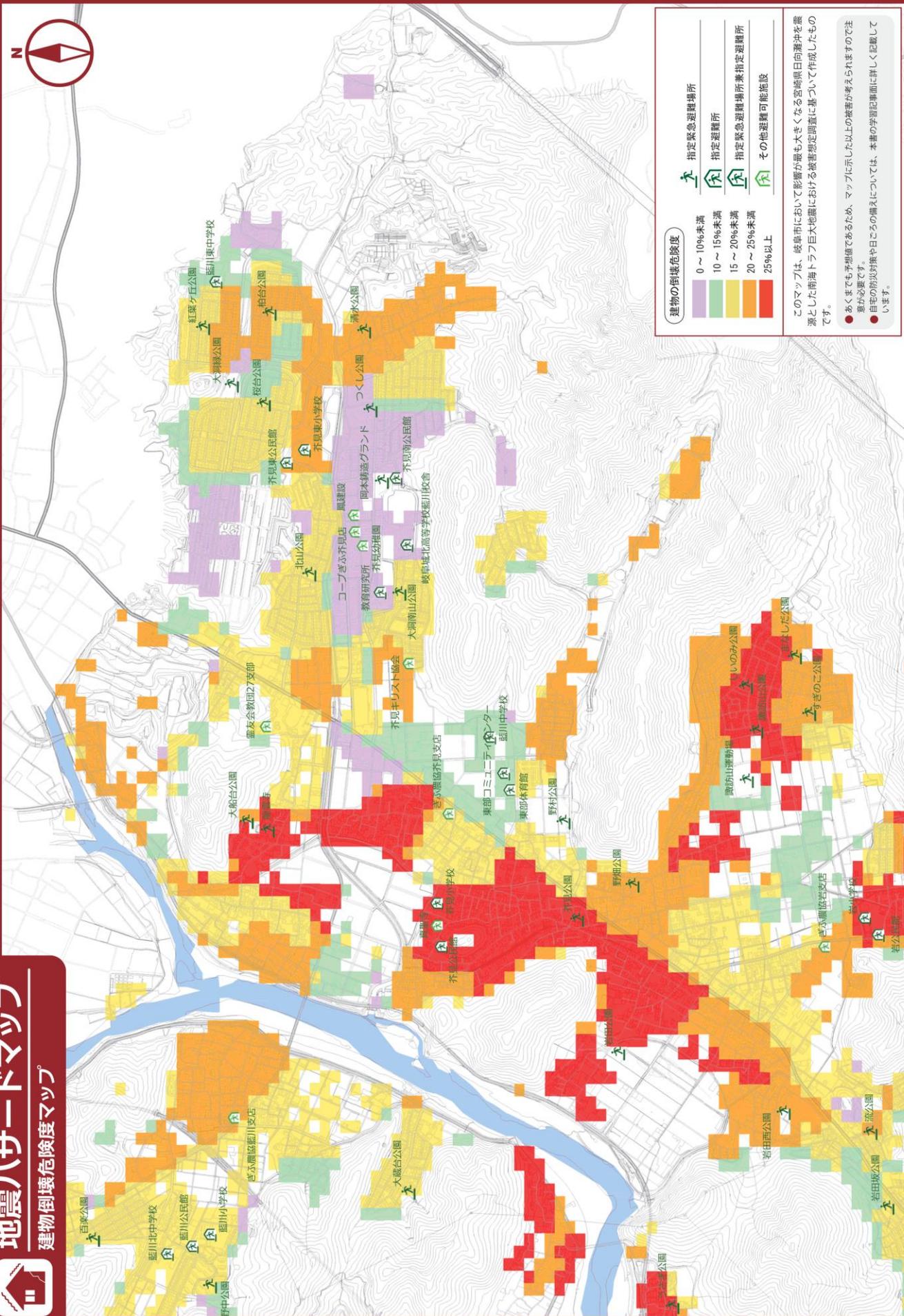
緊急連絡先

- 岐阜市役所 058-265-4141
- 警察 110 消防・救急 119



地震ハザードマップ

建物倒壊危険度マップ



建物の倒壊危険度	
0～10%未満	指定緊急避難場所
10～15%未満	指定避難所
15～20%未満	指定緊急避難場所兼指定避難所
20～25%未満	その他避難可能施設
25%以上	

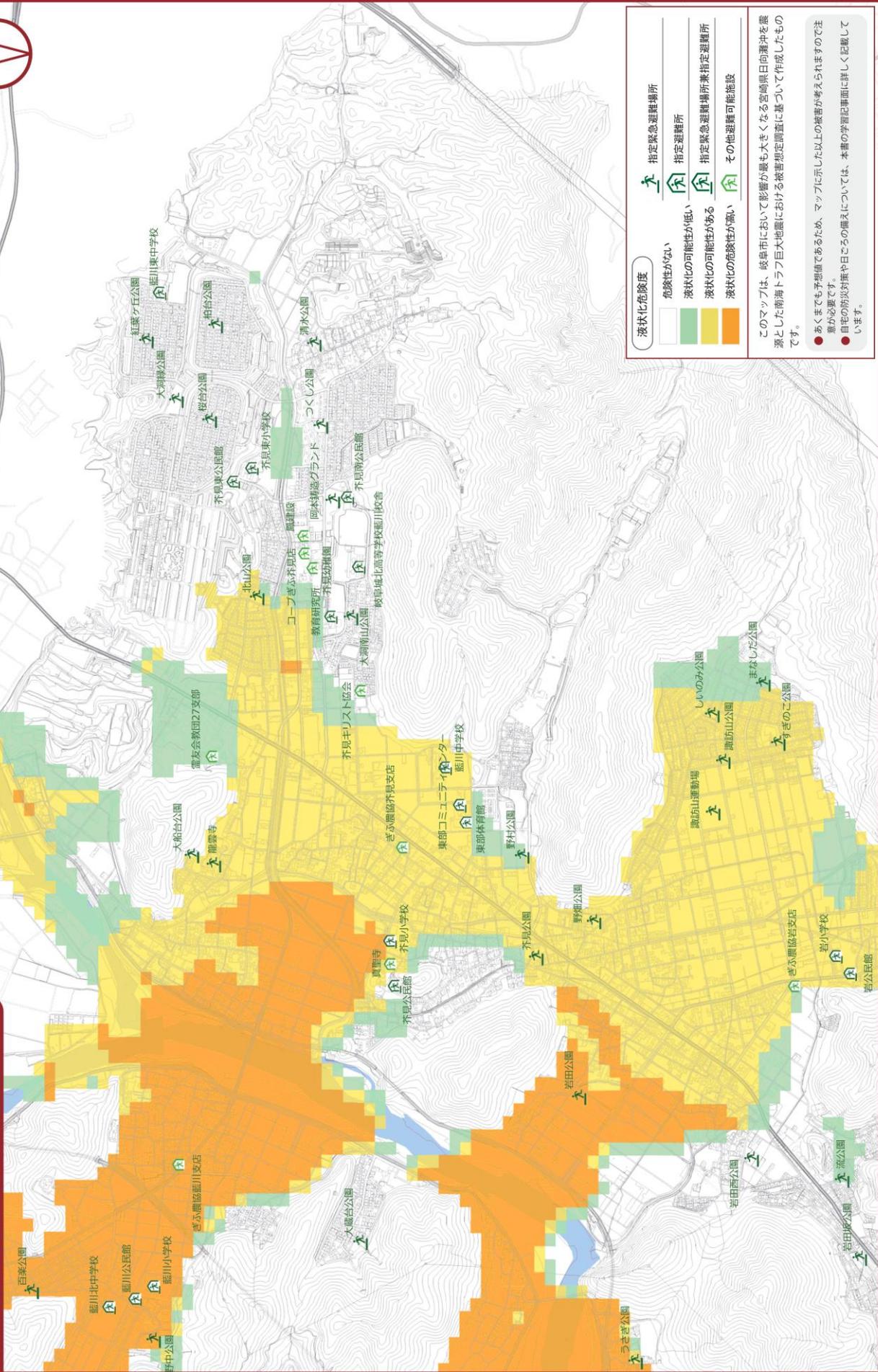
このマップは、岐阜市において影響が最も大きくなる宮崎県日向灘沖を震源とした南海トラフ巨大地震における被害想定調査に基づいて作成したものです。

●あくまでも予想図であるため、マップに示した以上の被害が考えられず必ずしも発生しない可能性があります。

●自宅の防災対策や日ごろの備えについては、本書の学習記事面に詳しく記載されています。

地震ハザードマップ

液状化危険度マップ



液状化危険度	
	危険性がない
	液状化の可能性が低い
	液状化の可能性がある
	液状化の危険性が高い

	指定緊急避難場所
	指定避難所
	指定緊急避難場所兼指定避難所
	その他避難可能施設

このマップは、岐阜市において影響が最も大きな岐阜県日向渚沖を震源とした南海トラフ巨大地震における被害想定調査に基づいて作成したものです。

- あくまでも予想値であるため、マップに示した以上の被害が考えられますので注意が必要です。
- 自宅の防犯対策や日ごろの備えについては、本書の学習記事面に詳しく記載されています。

発 行	芥見東自主防災隊
発 行 日	2021/5/14
お問合せ	芥見東公民館
住 所	岐阜市大洞桜台 1-26-2
電 話	058-241-1062